

**企業会計基準公開草案第69号（企業会計基準第24号の改正案）
「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」
に対する意見**

2019年12月12日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました企業会計基準公開草案第69号（企業会計基準第24号の改正案）「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問1（開示目的に関する質問）

本公開草案の開示目的に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問2（関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する質問）

本公開草案の関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

以下の検討を前提に同意する。

1. 本公開草案第44-5項を削除し、第44-4項を次のように変更することを検討いただきたい。

「44-4 「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しないため、会計処理の原則及び手続を策定して適用する場合をいう（第4-2項参照）。ここでいう会計基準等には、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化して定めたもの（法令等）も含まれる（適用指針第5項及び第15項）。これには、重要な会計方針の開示の対象となる「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に採用した会計処理の原則及び手続には、例えば、関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に適用する会計処理の次のような場合において、その原則及び手続に重要性があるものが該当すると考えられる。なお、

- ① 関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に

適用する企業が策定した会計処理の原則及び手続を適用する場合

② 対象とする会計事象等自体に関して適用される会計基準等については明らかではないものの、場合に参考となる既存の会計基準等（他の会計基準設定主体が定めた会計基準等を含む。）がある場合には、当該既存の会計基準等が定める会計処理の原則及び手続を適用する場合も含まれる。

③ 業界の実務慣行とされている会計処理方法（企業が所属する業界団体が当該団体に所属する各企業に対して通知する会計処理方法）を適用する場合（例えば、日本証券業協会が公表している有価証券関連業経理の統一に関する規則（統一経理基準）や投資信託協会が公表している投資信託に関する会計規則など）」

2. 「関連する会計基準等の定めが明らかな場合」で代替的な取扱いがない場合の会計方針についても、財務諸表利用者の理解に資するのであれば開示することが適切である旨を結論の根拠に記載することを検討いただきたい。

（理 由）

1. 第 44-5 項における「会計基準等」の説明は、第 44-4 項の内容にも関係するため、同項の「関連する会計基準等の定めが明らかなでない場合」の説明の後に記載する方が理解しやすいと考えられる。

また、「会計基準等」の説明における「法令等」に何が含まれるか必ずしも明確でないため、特定の業界団体が公表する会計処理基準や会計規則なども「法令等」が含まれ、「関連する会計基準等の定めが明らかなでない場合」には該当しないといった解釈が生じるおそれもある。したがって、「関連する会計基準等の定めが明らかなでない場合」の例示である「業界の実務慣行とされている会計処理方法」に具体的な業界の実務慣行とされている会計処理方法の例まで含めて記載することが適当である。

その他、第 44-4 項についての表現の変更案の理由は以下のとおりである。

- 「関連する会計基準等の定めが明らかなでない場合」という表現は、特定の状況（「特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない」場合）のみを表すものとし、企業の行動（「会計処理の原則及び手続を策定して適用する」）まで含めずに説明した方が、他の記載箇所（例えば、第 25-3 項の記載など）とも整合する。
- 「原則及び手続に重要性があるものが該当する」という記載は、「関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合」という例だけでなく他の例示にも当てはまるため、変更案のように、例示を並列に記載する方が明確である。

2. 「関連する会計基準等の定めが明らかな場合」に分類された場合に、代替的な取扱いがないときには、重要な会計方針であっても常に省略することができるように見える。しかし、重要な会計方針であれば開示することが原則であるため、例え代替的な取扱いがなかったとしても、財務諸表利用者の理解に資するのであれば開示することが適切であることを明らかにすることが適当であると考える。

質問3（企業会計原則注解（注1-2）の定め of 引継ぎに関する質問）

本公開草案の、会計方針の開示についての定めを企業会計原則注解（注1-2）から企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に引き継ぐという提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問4（適用時期及び経過措置に関する質問）

（質問4-1）適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

（質問4-2）経過措置に関する質問

本公開草案の経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

本会計基準の円滑な導入に向け、当協会と共に周知に努めていただきたい。

(理 由)

我が国における財務諸表の開示実務において、本公開草案において提案されているような、原則（開示目的）に照らして開示内容を判断するという定めはほとんど馴染みがなく、基準の適用に際して実務が混乱する場面もあると考えられる。このため、基準の円滑な導入に向け、当協会と共に周知に努めていただきたい。

以 上